

学校サポートチーム設置要綱

令和5年4月10日

都立葛飾ろう学校 学校サポートチーム

第1 目的

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を推進することを目的として設置する。

第2 設置

学校サポートチームは、学校運営連絡協議会内に設置する。

第3 委員

校長、副校長、教務部主任、生活指導部主任、特別支援教育部担当、各学部主任、亀有警察署スクールサポーター、心理士、学校運営連絡協議会外部委員、その他校長が必要と認める者により構成する。

第4 招集

必要に応じて校長が招集し、学校サポートチーム会議を開催する。

第5 委員謝金

学校サポートチーム会議に出席した外部委員に対し、都の規定により謝金を支払うことができる。学校いじめ対策委員会を支援する活動に協力していただいた場合も同じとする。

第6 秘密の保持

委員は、学校サポートチーム会議において知り得た秘密や個人情報を、外部に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

第7 補則

この要綱に定める者のほか、学校サポートチームの運営について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年12月13日から施行する。